

## 町民活動（公益活動）団体の規約・会則について

規約（会則）は、団体の運営や活動の基本となるルールになるだけでなく、団体がどんな団体であるかを社会に示すものでもあり、口座開設、補助金等申請、保険加入の際などにも必要となります。

また、形式的な団体の規則を定めるだけでなく、規約（会則）に団体の目的や活動内容などを明文化することで、会員が共通認識を持ち、活動を円滑に進めていくことができるようにもなります。

このことから、交流コーナーの使用登録の際には、規約（会則）のご提出をお願いしています。



©東京ハイジ／二宮町

### 作り方のポイント

- ① 任意団体の規約（会則）には、形式など決まりはありません。自由に作成できますが、団体メンバーの多くの人を巻き込んで作成しましょう。
- ② 第三者に分かる言葉で作成しましょう。
- ③ 次の内容は記載しましょう。
  - (1) 団体の名称
  - (2) 主たる事務所の所在地
  - (3) 目的
    - 団体の使命を表します。団体の存在意義を示す重要な部分です。
  - (4) 活動内容
    - 団体の目的を基に団体がどんな活動をしているのかを示す部分です。
  - (5) 役員
    - 役員種別（会長、副会長など）、選任方法、任期、役割などを規定します。
    - 会員の種類（正会員、賛助会員など）があれば規定します。
    - 会費の有無などの規定についても検討してください。
  - (6) 入・退会規定
  - (7) 総会
    - 総会は団体の意思決定を行う場です。会議の種別、議決内容などを明確にしておきましょう。



参考例

〇〇〇〇会則

©東京ハイジ/二宮町

**(名称) ← 必須事項!**

第1条 この会は、〇〇〇（以下「本会」という。）と称する。

**(事務所) ← 必須事項!**

第2条 本会の事務所は、二宮町〇〇に置く。

❏「会長宅とする。」等でも構いません。

**(目的) ← 必須事項!**

第3条 本会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とする。

❏団体の使命を表します。団体の存在意義を示す重要な部分です。

**(活動内容) ← 必須事項!**

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

(1) 〇〇〇

(2) 〇〇〇

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

❏目的を基に、団体がどんな活動をしているのかを示す部分です。

**(会員)**

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

(1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

**(入会) ← 必須事項!**

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を〇〇に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

**(会費)**

第7条 会員は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 〇〇〇円

(2) 賛助会員 〇〇〇円

❏「総会において別に定める。」等でも構いません。

**(退会) ← 必須事項!**

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

❏任意に退会できることが必要です。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を○年以上納入しないとき

**(役員) ← 必須事項！**

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監査役

▼役員名称、種類はこの例に限りません。  
監査役は会員から選び、他の役員との兼任はできません。

- 2 第1項で定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

**(役員職務)**

第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

**(役員解任)**

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

**(総会) ← 必須事項！**

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年○回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会開催することができるものとする。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他本会の運営に関し重要な事項

▼議決する事項を決めておきます。

- 3 本会の会議は、会長が召集する。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(議事録)

第13条 総会の議事については議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後○カ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない、

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、○月○日から翌年の○月○日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、○○○に置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の○分の○以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、平成○○年○○月○○日から施行する。

## 二宮町スポーツ愛好会会則

(名称)

第1条 この会は、二宮町スポーツ愛好会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、本会の会長の自宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、高齢者を対象にスポーツをする機会を提供し、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間の「健康寿命」を延ばすことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) スポーツイベントの開催
- (2) 健康体操の普及
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

目的を基に、団体がどんな活動をしているのかを示す部分です。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(退会)

第6条 本会に退会しようとする者は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監査役

役員名称、種類はこの例に限りません。  
監査役は会員から選び、他の役員との兼任はできません。

(総会)

第8条 本会の総会は、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会開催することができるものとする。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業計画並びに収支予算及び決算

議決する事項を決めておきます。

(5) 役員の選任及び解任

(6) その他本会の運営に関し重要な事項

3 本会の会議は、会長が召集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第10条 この会則に定めのない事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。